

令和8年度 安曇野市地域包括支援センター設置運営方針（案）

I 地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして、個々の高齢者の状況や変化に応じて介護サービス・医療サービスを始めとする様々なサービスを継続して提供できる仕組みが必要となります。

地域包括支援センターは、地域の関係機関等とネットワークを構築し、地域における高齢者の心身の健康保持と生活安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援を行う地域包括ケアを推進します。さらに、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域拠点となることを目指します。

II 基本的な運営方針

安曇野市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）に基づき、地域包括支援体制の充実のために、地域包括ケアの中核機関となる地域包括支援センターの総合相談の対応力向上、家族介護支援の充実のため体制整備をし、機能強化を図ります。

1 介護予防事業の充実

高齢者の多くは、住み慣れた地域で生活することを望んでいます。しかし、高齢者になると疾病や心身機能の低下等により、これまでどおりの自分らしい生活を続けていくことが困難になることが多くなります。加齢に伴う日常生活上の問題には、自分で解決できることや家族や地域の力を借りて解決することのほか、専門職の知識や助言、支援が必要な場合もあります。

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるように、**介護保険サービス以外の介護予防事業や地域の通いの場に関する情報提供や繋ぎを含め、高齢者の心身状況に応じた支援を行います。また、地域住民に対し出前講座等を通じて介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。**

2 地域におけるネットワークの構築

心身の機能に衰えがある高齢者にとっては、住み慣れた地域に住み続けることによって、安心して安定した生活が維持されるという面もあります。地域で暮らす高齢者

の生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域の支え合い活動やボランティア活動を含めた地域における様々な社会資源を結びつけることが重要です。

地域包括支援センターは、地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生児童委員・地域の関係者等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人一人の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細やかな相談・支援を実施します。

3 チームアプローチによる業務

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。各職員が業務の理念を理解したうえで、常に相互に情報を共有し、多様化・複雑化した相談に対しても、それぞれの専門性を生かし、多様な視点から問題の解決を図ることが重要です。3職種がそれぞれの分野に関する各種サービスや制度等についての最新情報を把握すると共に、チームアプローチを円滑かつ確実に行えるよう、各地域包括支援センターで事例検討会等を開催し、相談・支援のレベルアップに努めます。

4 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の個別ケースに関するサポート等後方支援を行うことで、ケアマネジメント力の向上を図ります。また、関係機関との連携やネットワークづくりの支援を行うことで、地域包括支援センターに相談しやすい体制を構築します。

5 地域包括支援センターの機能強化

令和7年度から3か所の地域包括支援センターをすべて委託で運営し、各地域包括支援センターの業務の平準化と人員体制の強化により、包括的支援事業の取組の充実を進めます。

また、市所管課がセンター間の調整や委託の地域包括支援センターの後方支援等の基幹機能を担い、どの地域に住む高齢者にとっても、同様の支援が受けられるよう3包括が連携した取組を推進します。

6 家族介護者への相談支援の実施

高齢者の総合相談窓口として介護や福祉、医療などに関することをはじめ、認知症、ヤングケアラー等介護問題、介護疲れや悩みなどに対して関係機関との連携を図り対応します。

7 市との連携強化

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署と連携しています。市の関係部署との日常的な連携強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるように、事例ごとに連携を図り、問題解決に努めます。

8 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」です。このため、特定の事業者等に対し、不当に偏った活動を行うといったことなく、公正で中立性の高い事業運営を行います。

9 事業評価の実施

地域包括支援センターが継続的に安定した事業を実施するため、地域包括支援センターとして事業評価を行い、課題を整理することで業務の改善につなげます。

市は、地域包括支援センターの自己評価を受け、介護保険等運営協議会の意見を踏まえ、各地域包括支援センターの業務や体制を評価します。

10 緊急時・感染症対策

緊急時や感染症の拡大に備え、平時から医療機関、保健所、介護保険サービス事業所等との連携体制づくりや研修等を行います。

11 個人情報の取り扱い

地域包括支援センター業務の遂行にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することがないように、守秘義務と情報管理の徹底を図ります。

個人情報漏洩等が起こった際には速やかに市所管課へ報告の上、該当者へ通知するとともに、関連する法令に従い個人情報保護委員会へ報告を行い、当該委員会の指示に従います。

12 カスタマーハラスメントへの対策

地域包括支援センター業務の遂行にあたっては、業務が阻害されるようなカスタマーハラスメントを予防する取組を行います。

13 相談又は苦情等に対する窓口の設置

地域包括支援センターの苦情処理はセンターの管理者が窓口となります。苦情処理にあたっては、円滑かつ迅速に行うための体制、手順を明確にします。

Ⅲ 重点的に取り組む業務

1 地域ケア会議体制における地域ケア個別会議・地域包括ケア連携会議の実施

安曇野市の地域包括ケアシステムの構築を目指した、「地域ケア個別会議」「自立支援型地域ケア個別会議」では、個別のケースが抱える課題から、地域に共通する課題の発見・把握に努めるとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高め、地域の関係機関相互の連携を強化します。また、定例開催の自立支援型地域ケア個別会議においては、各地域包括支援センターの主任介護支援専門員が市所管課と連携し

自立支援に繋がる効果的な会議運営を目指します。

地域包括支援センターと市所管課と合同で開催する地域包括ケア連携会議では、地域ケア個別会議における課題集約と未解決課題の検討を行い、成功事例については、関係機関へ情報発信を行います。また、政策に反映する事項等は地域包括ケア推進会議へつなげ、政策形成を目指します。

引き続き地域ケア会議体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの進化を目指します。

2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係機関等からの相談に対応します。

自分の意思で選択ができ、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができるよう、エンディングノート、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）、リビングウィルの普及啓発に努めます。

また、安曇野市在宅医療連携推進協議会と連携し、市が取り組む在宅医療・介護連携のための事業の推進に努めます。

3 認知症施策の推進

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、市と連携し認知症施策の推進に努めます。

地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員を中心に、認知症相談への対応や支援、オレンジカフェ（認知症カフェ）や本人ミーティングへの取組支援、チームオレンジの運営支援、医療・介護の関係機関との連携を図ります。また、認知症サポーター養成講座等を通じた、認知症に対する理解を深める啓発活動や、「認知症見守りネットワーク事業」「見守りシール交付事業」の普及に努め、地域による見守りネットワークの充実と連携強化を図ります。

さらに、令和7年度から地域包括支援センターに配置された認知症初期集中支援チーム員が市のチーム員とともに認知症の者、認知症が疑われる者等に対して、初期の支援を包括的及び集中的に行います。

4 生活支援体制整備事業との連携

生活支援体制整備事業の協議体への参加や第2層生活支援コーディネーターとの連携により日常生活圏域ごとに地域のニーズや社会資源を把握するとともに、関係機関と連携を図り地域包括ケアの推進に努めます。

5 地域密着型通所介護等運営推進会議との連携

地域密着型通所介護等運営推進会議に参加し、地域と介護サービス事業者の良好な関係構築に向けた支援を継続し、地域包括ケアの推進を図ります。

IV 個別業務の実施方針

1 第1号介護予防支援事業

高齢者自身が、地域において介護予防および日常生活支援を目的として、自らの選択に基づき、自立した日常生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。また、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握に努め、身寄りのない一人暮らし高齢者や要援護高齢者については、必要に応じて市所管課と連携し早期対応を図ります。

(2) 権利擁護業務

高齢者が安心して自分らしく尊厳ある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談及び支援を行います。消費者被害については、訪問時に情報提供を行い被害防止の啓発活動に努めます。さらに、2次相談窓口として、成年後見支援センターかけはしと連携を行い、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が介護保険を始めとする様々なサービスを適切に利用できるように、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員への支援を行います。また、市所管課が実施するケアプラン検証会議後、必要に応じて介護支援専門員に対する支援を行います。